

第 37 回
草津市地域公共交通活性化再生協議会
会議録

令和 7 年 5 月 29 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

第 37 回草津市地域公共交通活性化再生協議会 会議録

■日時：

令和 7 年 5 月 29 日（木）9 時 30 分～11 時 00 分

■場所：

草津市役所 2 階 特大会議室

■出席委員： 18 人

塚口委員、福島委員、加藤委員、能政委員、宮下委員、北村委員、
大槻委員、新委員（長瀬代理）、布施委員、塚田委員（大西代理）、
池田委員、清水委員、高岡委員、喜多畑委員、
岸本委員、黒川委員、太田委員、奥山委員

■欠席委員： 10 人

轟委員、中野委員、池崎委員、南委員、野村委員、松尾委員、糸委員、
前野委員、末下委員、若月委員

■事務局：

杉田理事、安土副部長、岸本課長、鶴房課長補佐、
沼田係長、赤山主査、河村主任、南部主事

■随行者：2 人

池田委員随行者（中川）、喜多畑委員随行者（野村）

■傍聴者：0 人

■その他：

守山市（都市計画部都市計画・交通政策課）2 人
栗東市（建設部土木交通課）1 人

1. 開会

【事務局】

～開会～

【事務局】

～挨拶～

【事務局】

ありがとうございました。

当協議会につきましては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条第1項に規定される法定協議会として設置いたしております。

また、本日の会議は「草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱」第7条第7項の規定に基づき、会議を公開するものとし、進めさせていただきたく存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、現在のところ傍聴の方はおられません。

続きまして、「草津市地域公共交通活性化再生協議会規約」第17条第1項の規定では、「総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。」とされておりますが、本日は、委員28名中18名の出席でございますので、本日の総会が成立しておりますことを御報告いたします。なお、今回御欠席の御連絡をいただいております9名の方から議決権の行使を議長に委任する旨の委任状をいただいておりますので、併せて御報告させていただきます。

次に、当協議会委員の皆様の御紹介をさせていただくところでございますが、時間の都合上、誠に恐縮でございますが、送付させていただいております名簿にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、各所属団体の役員改選等に伴う委員の交代によりまして、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は、『議第3号』まめバス事業等に係る地域公共交通計画認定申請」にかかるオブザーバーといたしまして、栗東市様、守山市様にも御出席いただいております。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、左上に議第1号と記載の資料、同じく議第2号の資料、そして報告1、2、3の各資料でございます。また本日、皆様の机の上に、6つの資料を置かせていただいております。1つ目が席次表、2つ目が議第3号に係る資料、3つ目が議第4号に係る資料、4つ目が議第5号に係る資料で、A4一枚下に5-1と記載させていただいております。5つ目が協議会設置要綱、6つ目が協議会規則、7つ目がまめバスマップ・まめタクマップでございます。

本日の議事ではございませんが、5月1日から運行しております無料送迎バスの実証実験

に係るチラシにつきましても参考として置かせていただいております。不足等ございましたら事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

それでは、ただいまより議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては、当協議会規約第 15 条第 2 項の規定に基づき、当協議会会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

2. 議事

【会長】

これから、議案の審議に入りますが、その前に、当協議会規約第 22 条第 3 項の「議事録は、議長および当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。」と定められております。

それでは、議案の審議に入ります。御審議いただく案件は 4 件でございます。

まず、議第 1 号「令和 6 年度事業報告および収支決算について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

議第 1 号につきましては、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条第 2 号の規定に基づき、草津市地域公共交通活性化再生協議会の令和 6 年度の事業報告および収支決算について承認を求めるものでございます。

令和 6 年度は、「草津市地域公共交通活性化再生協議会」を书面開催含め 4 回、「草津市有償運送運営協議会」を 1 回、「草津市地域公共交通運賃協議会」を 1 回開催しました。「草津市地域公共交通活性化再生協議会」では、まめバス事業に係る地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請、民間送迎バスを活用した補助的交通の実証運行等について御審議いただきました。「草津市有償運送運営協議会」では道路運送法第 79 条に基づく登録団体の変更登録について御審議いただき、「草津市地域公共交通運賃協議会」では、まめバスのキャッシュレス決済割引の導入や往復・乗換割引の拡充について御審議いただきました。

「1-3」ページをご覧ください。令和 6 年度の収支決算書になります。

令和 6 年度は支出を伴う事業はございませんでしたが、雑入において利子が 234 円発生いたしましたので、繰越金 297 円とあわせて 531 円を令和 7 年度へ繰越いたします。

なお、まめバス等運行補助事業や当協議会に係る印刷製本費、お茶代等の費用には、市の予算から支出しているため、当該収支決算書には反映されておられません。

事務局からの説明は以上になります。

【会長】

引き続き、本決算に伴う会計監査の報告を監事からお願いします。

【委員】

5月23日、事務局より、監事2名に対して会計報告がありましたので、監査を実施いたしました。

これを受けまして、会計監査報告をさせていただきます。

草津市地域公共交通活性化再生協議会の令和6年度会計監査について、協議会の会計処理が正確かつ適正に執行されていることを認めます。

【会長】

ただいまの説明について、御質問や御意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

特に御意見もないようですので、第1号議案は承認とさせていただきます。

続きまして、2つ目の議事であります「令和7年度事業計画（案）および収支予算（案）について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

議第2号の表紙をめくっていただき、「2-1」ページをご覧ください。

議第2号につきましては、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第18条第1号の規定に基づき、草津市地域公共交通活性化再生協議会の令和7年度の事業計画（案）および収支予算（案）について承認を求めるものでございます。

まず、令和7年度の事業計画（案）について説明させていただきます。

今年度は、本日開催いただいております「草津市地域公共交通活性化再生協議会」を3回、「草津市地域公共交通運賃協議会」を1回、また、「草津市有償運送運営協議会」を1回開催いただきたいと考えております。

本協議会閉会後に開催いただきます「草津市地域公共交通運賃協議会」では、滋賀バスが運行されております「草津伊勢落線」の運賃改定について御審議いただきます。

次回以降の「草津市地域公共交通活性化再生協議会」では、草津市無料送迎バス活用実証事業や、コミュニティバスこども無料乗車実証実験の実績等について報告させていただきます。

また、令和8年1月頃の「草津市有償運送運営協議会」では、道路運送法第79条に基づく登録団体の更新登録審査を御審議いただきたいと考えております。

「2-2」 ページを御覧ください。

令和7年度の収支予算書（案）になります。

令和7年度事業につきまして、コミュニティバス「まめバス」、「草津・栗東・守山くるっとバス」については、これまで、運行や車両購入に対する国の補助金（地域公共交通確保維持改善事業補助金）は運行事業者に交付されておりましたが、活性化再生法および地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正により、補助金は法定協議会である地域公共交通活性化再生協議会に交付されることになりました。このため、今年度に国から当協議会に交付される予定である国庫補助金 13,644,531 円を収入に計上しております。

また、当該補助金については、当協議会からの補助金として運行事業者に交付いたしますので、同額の 13,644,531 円を支出として記載しております。

なお、まめバスの運行補助金や当協議会に係る印刷製本費、お茶代等の費用は市の予算から支出させていただく予定でありますので、こちらの収支予算書には反映されておりません。

事務局からの説明は以上になります。

【会長】

御質問や御意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

「2-2」 ページの収支予算案の支出の方ですが、金額に整合がとれておりません。記載の誤りでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおり記載に誤りがございました。運行補助の 5,680,000 円と車両購入補助の 7,964,000 円、こちらを併せた 13,644,000 円が正しい記載でございまして、この場を借りて訂正させていただきます。

【委員】

収入支出に計上いただいている国庫補助金は幹線もフィーダーも両方入っているのですか。

【事務局】

こちらはフィーダーのみです。幹線の方につきましては、これまでと同様に運行事業者様の方に直接入ります。

【会長】

他に御質問等ございませんか。それでは議第 2 号は承認ということによろしいですか。ありがとうございます。

続きまして、3 つ目の議事であります「令和 8 年度フィーダー計画申請、幹線計画申請について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

議第 3 号の表紙をめくっていただき、「資料 3」をご覧ください。

議第 3 号につきましては、令和 8 年度フィーダー計画申請、幹線計画申請について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条第 5 号の規定に基づき、承認を求めるものでございます。

これまでより、まめバス、草津・栗東・守山くるっとバス事業につきましては、国庫補助金を受けるため、「地域内フィーダー系統確保維持計画」の認定を申請していましたが、昨年度事業より、複数市町にまたがる一定の要件を満たすバス系統を対象とします幹線補助につきましても各市の協議会から認定申請を行っているところであり、当協議会においては、近江鉄道の近江大橋線が対象となります。

今回は、令和 8 年度事業にあたる令和 7 年 10 月から令和 8 年 9 月までの期間の事業計画を、近江大橋線に係る幹線補助分と、まめバス、くるっとバスを計画に含めたフィーダー補助分の 2 種類について、御審議いただきたいものでございます。

なお、くるっとバスを含めたフィーダー補助分を御審議いただきますことから、栗東市、守山市様にもオブザーバーとして参加いただいております。

それではフィーダー補助分についてですが、申請にあたり、今後軽微な修正等を行う可能性がございますが、その際は事務局一任で修正させていただきますこと、御容赦ください。

フィーダー補助に関する届出書類といたしましては、「3-1」ページの計画認定申請書、「3-2」ページから「3-5」ページの計画別紙、「3-6」ページから「3-14」ページの各表に加え、資料には添付しておりませんが、これらに付随するまめバスマップ等滋賀運輸支局が指定する書類を提出いたします。

「3-2」ページをご覧ください。こちらは計画の別紙となっております。

1 番にございます当該事業の目的といたしましては、草津市の課題である人口集中地区以外の地域における生活交通の確保等を目的として、地域幹線である近江大橋線を基幹軸にコミュニティバス「まめバス」等を運行するものです。

また、事業の必要性といたしましては、現在、民間バス事業者 3 社により路線バスが

運行されておりますが、自家用車の普及、昨今の原油価格・物価高騰や運転手不足も影響し、今後、便数の削減や路線の廃止等サービス水準の低下が懸念されておりますが、草津市では高齢化が進展しており、自家用車の運転が困難な高齢者や障害者等の移動手段として、バス交通の重要性が高まっており、利用者数は今後増加していくことが予想されるため、既存路線の維持や新たな交通手段の導入が必要不可欠なものです。

2 番の（1）にございます事業の目標といたしましては、まめバス等の令和 6 年度の年間利用者数 170,557 人を上回る利用者数を目指しますとともに、幹線系統を含む市の補助路線の収支差につきましても、令和 6 年度の 94,425,000 円以下で維持することを目指します。

3 番の、目標を達成するために行う事業といたしまして、交通系 IC カードを活用したキャッシュレス決済や、運行ダイヤや運行状況等を簡単に確認できる検索システムの促進を行うとともに、後ほど報告させていただきますコミュニティバスでのこども無料乗車実証実験等がございます。

次のページに進みまして、5 番の事業に要する費用の負担につきましては、運行経費から運賃収入等を差し引いた差額分を市が補助することとしており、くるっとバスについては各市で負担を距離按分しています。

また、車両減価償却費等国庫補助金を受けておりますことから、12 番についても目標等を記載させていただいております。

なお、記載内容は先ほど説明いたしました 2 番と同様となっております。

「3-6」ページ以降は、事業に関連する各表となっておりますが、令和 6 年度事業からの大きな変更は、「3-6」ページ、表 1 は、栗東市、守山市と連携して運行しておりますくるっとバスの宅屋線において、運行ルートの変更が生じることから、キロ程を変更しております。具体的には、変更前が往路、復路ともに 13.3 km だったものが、往路 12.7 km、復路 13.8 km になっております。宅屋線のルート変更につきましては、議第 4 号にて説明させていただきます。

続きまして幹線補助分になります。草津駅西口から浜大津まで運行しております近江大橋線に係るものであり、幹線補助に関する届出書類といたしましては、「3-15」ページから「3-19」ページの計画別紙、「3-20」ページから「3-31」ページの各表等に加え、資料には添付しておりませんが、近江大橋線を運行いただいております近江鉄道様の事業報告書等滋賀運輸支局が指定する書類を提出いたします。

「3-6」ページを御覧ください。こちらは計画の別紙となっております。

幹線系統と先程のフィーダー系統は密接に関係するものでありますことから、フィーダー系統と同様に、地域幹線である近江大橋線を基幹軸にコミュニティバス「まめバス」を運行することが目的であり、市民の日常生活における移動手段を確保するため、既存路線の維持や新たな交通手段の導入が必要不可欠なものです。また、目標につきまして

も利用者数の増加ならびに収支差の維持としております。

フィーダー系統との大きな差は、事業に要する費用の負担が異なります。「3-24」ページをご覧ください。3つの表のうち、下から2番目の表の一番右に「損失額から国庫補助額を控除した額」9,469,474円があり、幹線系統においては、地域間を運行する広域なものでありますことから、これを、一番下の表に記載がありますとおり、市だけでなく、県や事業者においても負担いただいております。県、大津市と草津市からの補助額は、国庫補助金の半額としております。

最後に、「3-32」ページを御覧ください。フィーダー計画、幹線計画の申請後の軽微な変更は、今回の協議会において、包括的な合意がなされているものいたします。

事務局からの説明は以上になります。

【会長】

ただいまの説明について、御質問や御意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

3-2の実施主体で6つ挙げておられますが、市内の学校にモビリティマネジメント実施、その計画、回数であるとか、対象を決められているのか。運行ダイヤや運行状況等の検索システムとありますが、これはスマホをお持ちでない方への検討はされているのか。

【事務局】

まずは市内の学校へのモビリティマネジメントでございます。

県と合同で交通環境学習を実施しており、学校から手を挙げていただいて、バス事業者にも御協力いただきながら、バスの乗り方等を説明しております。具体的な件数は資料を持ち合わせておりませんが、今年度は既にいくつかの学校から申込みいただいております。

【委員】

まずお聞きしたいのが、草津中学校がまめバスについてのとても素敵な資料を作っていたのが印象的で、いろんな視野を広げるというのが交通政策課の方の役割と感じましたので、学校から手を挙げていただくのはもちろんですが、こちらからのアプローチもしていただいて、草津中学校のような資料をもっと活用していただけると大変良いと思います。

【事務局】

中学校ではマナーアップ重点校を毎年度2校ずつ指定し、スケアドストレート方式というスタントマンを使った交通事故の実演等も行っており、同じような形でアプローチもか

けて行きたいと思います。

検索情報システムは、昨年初めて導入したシステムになりますが、スマホで QR コードを読み取れば、バスがどこを走っているのか、運行状況、遅れが何分、後は車いす対応のバスなのかを表示するシステムになっており、時刻表や今まではできなかったのですが、グーグルマップ上でバスがどこを走っているのか等が詳しく調べられるようになっております。QR コードが読み込めない方もいらっしゃるので、そういった方達は現在検討段階ですが、持ち運びがしやすいリーフレット型の A4 サイズくらいの時刻表や MAP の配布を検討しております。

無料乗車デーは、後ほどまめバスの案件の時に詳しく説明をさせていただきますが、今公共交通の利用者全体が県内で減少している状況になっており、利用者の底上げをしていくために、今年度夏休み期間に小学生以下を対象にコミュニティバスの無料乗車デーを実施し、小学生の時からコミュニティバスに乗っていただく機会を作りたいと考えております。

【委員】

リーフレットを御用意いただく時には高齢者や杖を突いておられる方のカバンの中に入るように四つ折りや活字の大きさ等を福祉部局とも相談いただいて、使いやすいリーフレットを是非お願いしたいと思います。

無料バスについても、運転手不足に非常に効果的で「カッコいい運転手さん」と感じていただけたと思いますので、利用者だけでなく、公共交通を維持するうえですごく意味があると感じました。それはモビリティマネジメントの方に関係するのかもしれませんが、リンクしていただくと非常に効果が上がるのではないかと考えます。単独で事業をされるよりもこども向けや高齢者向けのようなものをつなげ、高齢者にはお孫さんが居らっしゃいますし、少し多角的に見ていただきますと効果的かなと思い御意見させていただきました。

【会長】

2 つ目の御質問に関することですが、運行状況を簡単に確認できる検索システムということですが、バスロケーションシステムなのか、なにかその部分を同調しているものなのか、御説明いただけますでしょうか。

【事務局】

今回導入させていただいた検索システムについては、以前から他の自治体やバス事業者で導入されておりますバスロケーションシステムを活用したものになりますが、特に改善された点はコミュニティバスは高齢者や障害がある方が多く使われますので、停留所の場所がわからなくても「近くの停留所」と押せばすぐに出てくる、また、路線名がわからなくても「路線から探す」と選んでいただくと路線名が出てくる等、詳しく簡単に調べられることで、今回導入させていただきました。

【会長】

このような情報は、ドライバーも確認できるのでしょうか。

【事務局】

ドライバーに関しては確認できておりませんが、今回改善させていただいたところは、今まで利用者の方から、バスの位置情報に関する問い合わせが多かったのですが、導入前は市民の方からの電話に対し、確認しますので、という形で一旦電話を切らせていただき、バス事業者様に運行状況をお聞きしておりましたが、今回、事業者も自治体もすぐに確認できる形になっておりますので、その都度バス事業者様に確認しなくても草津市のパソコンで確認できますので、かなり問い合わせ対応の改善ができたと考えております。

【会長】

このようなシステムを使っただけのようにお願いいたします。

第3号議案は承認とさせていただきます。

続きまして、4つ目の議事であります「令和7年度フィーダー計画、幹線計画の変更申請」について、事務局から説明をお願いします

【事務局】

それでは、議第4号「令和7年度フィーダー計画、幹線計画の変更申請について」につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

議第4号の表紙をめくっていただき、「資料4」をご覧ください。

議第4号につきましては、「野洲栗東バイパス工事に伴う宅屋線の変更」、「お盆期間のダイヤ変更による幹線計画の変更申請」について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第18条第5号の規定に基づき、承認を求めるものでございます。

まず、野洲栗東バイパス工事に伴う宅屋線の変更について説明いたします。「4-1」ページを御覧ください。

現在、国道8号において野洲栗東バイパス工事が行われているところですが、令和7年6月末頃に道路の切り替えが実施されることから、草津市、栗東市および守山市が共同運行しているくるっとバス「宅屋線」のルートを変更します。

なお、ルートや計画認定の変更については、既に栗東市、守山市の協議会にて承認済みの内容となっております。工事の概要については、「4-2」ページから「4-4」ページに記載しております。工事区間は栗東市から野洲市であり、草津市外の工事となっております。宅屋線のルート変更案については、「4-5」ページをご覧ください。工事に伴う一方通行の関係で、宅屋口から大橋三丁目を通り済生会に向かうルートが使用でき

なくなります。そのため、変更後については、赤線で記載しております往路が「やすらぎの家」をスキップするルート、青線の復路については、一周ぐりと回るルートとなっております。また、変更後の時刻については、「4-6」ページに記載しております。草津市内の停留所については今まで通り運行し、メインの利用である済生会病院については、時刻に変更がないため、草津市民に大きな影響はないものと考えられます。

続いて、お盆期間のダイヤ変更による幹線計画の変更申請について、説明させていただきます。「4-7」ページをご覧ください。

お盆期間のダイヤ変更については、近江鉄道および湖国バスにおけるお盆期間の路線バスにおいて、今年度の暦の関係および慢性的な乗務員不足によって効率的な交番運用を行うため、昨年に引き続き 2025 年 8 月 12 日から 13 日の間、土日祝ダイヤで運行し、必要乗務員数の削減を図るものです。お盆のダイヤ変更については、まめバス、くるっとバスは対象外ですが、国庫補助を受けるため、令和 7 年度の幹線計画申請を行っております。路線バス近江大橋線が対象となることから、幹線計画の変更申請が必要となります。変更内容については、2 変更内容の図の通りとなっております。昨年度 8 月の利用実績において、土日の平均利用者数は平日の半分以下であったことから、利用者への影響はないものと考えられます。また、今回のダイヤ変更を行うことにより、2 日間で 112 名の人員削減が可能となっております。今後のスケジュールとしましては、令和 7 年 7 月中旬に運輸支局へ改正の申請書類提出、7 月下旬に利用者へのお知らせ等を行う予定としております。

事務局からの説明は以上になります。

【会長】

ありがとうございます。それでは第 4 号議案は承認とさせていただきます。

議案については以上となります。

3. 報告

【会長】

それでは、次に、報告案件の「草津市地域公共交通計画における各施策の取組状況等について」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、報告 1「草津市地域公共交通計画における各施策の取組状況等について」

につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

報告 1 の表紙をめくっていただき、「資料 5」をご覧ください。

報告 1 につきましては、令和 6 年 5 月に策定しました草津市地域公共交通計画における各施策の取組状況等について報告させていただくものでございます。草津市地域公共交通計画では、本市における地域公共交通の課題解決にむけ、3 つの基本方針と具体的に取り組む個別施策を設定しており、資料 5 ではこれらと目標の達成状況を表でまとめさせていただいております。

それではまず始めに、目標の達成状況について説明させていただきます。「5-1」ページを御覧ください。3 つの基本方針のそれぞれに 3 つの目標を設定しております。

基本方針の 1 つ目、「利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークの形成」について、目標①地域公共交通の利便性に満足している市民の割合については、策定時は 45.9% でありましたが、現在は 46.9% に上昇しております。目標②地域公共交通に対する市の財政負担額については、75,743,000 円と計画策定時より低くなっております。その下、目標③市の補助路線の収支差についても、94,425,000 円と、計画策定時より少なくなっております。

続いて、基本方針 2 多様な移動ニーズに応じた生活交通の確保（多様な輸送資源の総動員）について説明させていただきます。

目標④地域公共交通カバー率については、技術的な問題により、計算に時間を要しますことから、次回以降の協議会にて御報告させていただきますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。続いて、目標⑤福祉分野と連携した移動支援サービスの事業者数については、福祉有償運送の登録事業者に一般社団法人ひばり会が追加されたことにより、4 事業者になっております。また、地域支え合い運送事業実施団体数は策定時から変わらず 4 団体であり、地域公共交通と一体となったサービスを実施した事業者数については、無料送迎バスの実施により、社会医療法人誠光会が加わり、1 事業者となっております。目標⑥公共交通機関の乗り継ぎ拠点数についても、令和 6 年度に運行を開始した「まめタク」と無料送迎バスにより、19 箇所増加しております。

次に、基本方針 3 地域公共交通を支える体制・仕組みづくり（市民、民間・交通事業者、行政の連携）について説明させていただきます。目標⑦地域公共交通の利用者数については、鉄道、路線バス、まめバス、まめタク全てにおいて、計画策定時より利用者が伸びている状況です。路線バスの利用者数ですが、資料には 1 便当たりの人数となっておりますが、こちら 1 年間の間違いでございましたので、この場をお借りして訂正させていただきます。申し訳ございません。続きまして目標⑧運転免許証自主返納率（65 歳以上）については、計画策定時より低い数値となっております。こちらについては、今年度実施に向け、市で運転免許証自主返納高齢者支援制度を検討しているところです。目標⑨地域・関係機関等との意見交換会の実施回数については、「まめタク」、無料送迎

バス実施に係る意見交換を行ったため、7回となっております。

続きまして、令和6年度に取り組んできました個別施策と、令和7年度の取り組み予定について説明させていただきます。なお、こちらについては時間の都合上、いくつか抜粋して説明させていただきたいと思います。取組状況を回答いただきました団体の皆様には大変申し訳ございませんが、御理解くださいますよう、お願いいたします。それでは、「5-2」ページをご覧ください。基本施策1の個別施策の取組実績、取り組み予定をまとめさせていただいております。

基本方針1の「利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークの形成」としましては、施策①(3)の「バスの路線確保に向けた支援の検討」として、市、県、国において、草津市内を運行するバス等への支援や確保維持計画の支援を行いました。こちらについては、令和7年度も引き続き実施してまいります。また、「5-5」ページに移りまして、基本方針2の「多様な移動ニーズに応じた生活交通の確保（多様な輸送資源の総動員）」としましては、施策⑥(2)の「交通不便地のデマンド交通の拡充」として、市やタクシー事業者において、計7路線のまめタクの運行を開始しました。

令和7年度については、山田学区において、まちづくりセンター移転後の「まめバス」・「まめタク」の路線再編を行います。続いて、「5-6」ページをご覧ください。基本方針3「地域公共交通を支える体制・仕組みづくり（市民、民間、交通事業者、行政の連携）」としましては、令和6年度から運行を開始しました「まめタク」の利用説明会を実施しました。令和7年度については、引き続き「まめタク」の説明会を実施するとともに、無料送迎バスの利用説明会も実施してまいります。

以上が各施策の取組状況になります。事務局からは以上になります。

【会長】

ありがとうございました。いろいろな施策について御紹介いただいておりますので、何か御質問や御意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に、報告案件の「コミュニティバス「まめバス」事業について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

報告2「コミュニティバス「まめバス」事業について」につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

報告2の表紙をめくっていただき、「資料6」をご覧ください。

報告2につきましては、「まめバス各路線の利用実績および第4クール目標設定」、「まめバス渡海神社前停留所の移設」、「こども無料乗車実証実験」の3点について報告させていただきます。

まず初めに「まめバス各路線の利用実績および第4クールの目標設定」について説明させていただきますので「6・1」ページを御覧ください。現在、コミュニティバス「まめバス、草津・栗東・守山くるっとバス」が7路線運行しており、各路線に目標利用者数を設定し、運行しております。

簡単に目標利用者数の考え方についてご説明いたしますので、資料下段の「目標利用者数の考え方」をご覧ください。目標利用者数は前クール期間（3年間）における各路線の利用実績の平均値を、次のクール（3年間）の目標利用者数としております。運行の継続や見直しの判断基準としては1クール期間中に1度でも目標を達成することができれば、次のクールも運行を継続し、1クール期間中に1度でも目標を達成できなかった場合、「路線の見直しまたは廃止」、「代替施策の導入」を検討することになっております。

現在は、令和2年10月から令和6年9月までの「第3クール」にあたり、目標値は各路線名の下に記載の数値となっております。その下が各年度の利用実績であり、水色の箇所が目標達成、赤色の箇所が目標未達成を示しております。7路線中5路線が目標利用者数を達成しておりますが、「商店街循環線」と「宅屋線」が目標を未達成となりました。なお、目標利用者数の考え方および未達成の場合の対応については、下段に記載のとおり協議会で決定しているところです。未達成の場合は路線の見直しまたは廃止等を検討するとしておりますので、「商店街循環線」と「宅屋線」の検討結果について御説明させていただきます。

まず、「商店街循環線」ですが、令和4年10月から東草津地域に延伸したことで利用者数が一時的に減少したことにより、目標利用者数は未達成となっておりますが、令和6年4月から東草津地域への延伸を取りやめ、運行ダイヤ等を見直した結果、利用者数が増加傾向にあり、第4クール上半期の実績から、目標達成に必要な利用者数は1月あたり664人であり、現状の利用者で推移すれば、次期クールにおいて目標を達成できる見込みであります。よって、路線の廃止や見直しの検討は行わず、運行を継続いたします。

次に「宅屋線」についてですが、第3クールにおいて目標を1度も達成できなかったところですが、目標値と実績値の差異は小さく、利用者数は増加傾向にあることから、第3クールの目標値を第4クールの目標値として設定し、他の路線とは異なり目標利用者数が達成できなかった原因や今後の見直しについて、こちらは3市で運行しておりますので、草津市・栗東市・守山市の3市で検討してまいります。

最後に、既に開始しておりますが、令和6年10月から令和9年9月までの第4クールの目標利用者数について説明させていただきます。

第4クールの各路線の目標利用者数は、第3クール期間中の直近三年間である令和3

年 10 月から令和 6 年 9 月における年間利用数の平均値が目標利用者数となりますが、商店街循環線および宅屋線については第 3 クールの目標利用者数が未達成のため、引き続き第 3 クールの数値を採用することといたします。

次に「6-5」ページをご覧ください。「渡海神社前停留所の移設」について御説明させていただきます。まめバスとまめタクの「渡海神社前」停留所については、隣接する道路の供用開始に伴い、停留所が交差点内に位置することになり、危険なバス停に該当することから、利用者や通行車両等の安全確保のため、令和 7 年 5 月 12 日に停留所を移設しましたので、報告させていただきます。

次に「6-6」ページをご覧ください。コミュニティバスにおける「こども無料乗車実証実験」について説明させていただきます

公共交通の利用促進を図るため、草津市、栗東市、守山市が連携し、小学生の夏休み期間中において、コミュニティバスの運賃無料の対象を「幼児」から「小学生」まで拡大、また、幼児 2 人までの無料対象の人数制限をなくす実証実験を行います。モビリティマネジメントの観点から小学生の皆さんへ公共交通であるバスの乗車機会を通じて慣れ親しんでもらう「きっかけ」づくりを行うとともに、保護者等にも乗車してもらうことで、新規利用者を掘り起こし、公共交通の利用促進、外出機会の創出等を図り、更なる地域公共交通の活性化等に取り組みます。開催日は夏季期間の「7 月 19 日～8 月 30 日」、守山市の小学校の夏休み期間中を採用しており、運賃無料の対象者は小学生以下となります。対象路線はコミュニティバス「まめバス・くるっとバス」で、こどもが乗車される際は安全面の観点から保護者等の同伴をお願いします。また、実証実験期間中にこどもや保護者等にアンケートに回答してもらい、実証実験による効果等を検証いたします。周知、啓発としては、記載のとおり広報くさつや市ホームページ、SNS、また各小学校にチラシ等の配布を行います。

次に、今後の取り組みについてですが、今年度にコミュニティバスで無料乗車実証実験、効果検証を行い、来年度は路線バス等の民間事業者と連携し、市内を運行する公共交通全体で無料乗車デーを実施していきたいと考えております。この取り組みは、公共交通全体の利用者数の底上げ、利用促進を行うことができ、その結果、事業者は運賃収入が増加し、運転手の確保や路線の維持等に繋げることができると考えております。自治体としては、多くの市民の方が公共交通を使って外出されることで、公共交通の活性化、健康づくり、交通渋滞緩和等のメリットがあり、市全体の公共交通や地域の活性化が実現できると考えておりますので、今年度から動いていきたいと思っております。

私からは以上です。

【会長】

ただいまの説明について、先ほど委員からありましたが、今の説明でよろしかったですか。いかがでしょうか。

【委員】

今、いいなと拝聴しておりました。いくつかお聞きしたいことがあります。

まず、「必ず大人が一緒になくては駄目だよ」ということはきちんとわかるようにしていただきたい。こちらはトラブルのもとになるかなと思っています。周知・啓発のところで、広報誌等を活用いただき、草津駅、南草津駅等、不特定多数の方が来られるところ、または大型量販店を入れていただくとありがたいと思っています。もちろん小学校へのポスターというのも必要になってくるかと思います。他市の事例でポスターを挙げていらっしゃいますが、私もネットでまめバスのほか、甲賀のバスについても拝見しました。このようなバスは個性がありますので、ネットでコミュニティバスを追っかけている方には、かわいいバスとして全国でヒットします。このデザインは市のものと聞いておりますし、このかわいらしいキャラクターをちょっとポスターに足すような形でアピールし、かわいいまめバスに乗ってみない？というように、ちょっとキャッチーなことをしても良いかと思います。人数制限をしないということですし、集団で乗られることも考えられますので、いろんなことを想定していただけたらと思っています。この事業の目的はバスに慣れ親しんでいただくこととだと考えておりますが、おそらく神経を使われるのは運転手さんだと思います。沢山入ってくるというのは非常に耳も疲れますし、バス会社の皆さんもこの実験にあたっては運転手さんにすぐくお話をされるとと思います。この事業によって、こどもが運転手に憧れてくれるかもしれないという説明をしていくと、運転手さんのモチベーションも変わってくる。うるさいな、ではなくて、増えてくれてうれしいな、という、働く方の意欲も一緒に考え併せていただけたらなと思っています。それは乗客も一緒です。例えば、お年寄りの方が来られてこどもがうるさいな、と思われる方や、住宅問題も考えられますので、ある程度想定していただき、乗客に向けての周知を行わなければ苦情になると思います。車いすの方が乗られたり、目の御不自由な方、いろんな方が乗られている時に、どなたもこどもさんに御注意できる親御さんばかりでないと思っています。そのモラル的なところを想定し、運転手さんの教育の一環としてお願いしたいなと思っています。もう一つは、アンケートを取る。このアンケートは、紙なのかスマホなのかということをお聞きしたいなと思っています。いろいろ言いましたが、よろしくお願いします。

【会長】

いくつかの提案、あるいは要望がございましたが、すべて施策に反映いただけるかわかりませんが、こういった御意見があるということも念頭に置きながら進めていただきたいと思います。事務局から今の御発言に対して何か。

【事務局】

今、委員にいただきました御意見、何点かピックアップさせていただいて考え方を伝えさせていただくと、安全面は運転手さん普段から神経を使われており、運転手さんやバス事業者さんの御協力があるこの事業だと思っていますので、小学校に対し、保護者様への周知の際には必ず保護者には同伴していただいて、「動いている途中は座席に座ってください」というような、安全面への周知も徹底していきたいと思っています。また、草津駅や南草津駅、子どもたちが良く目にするような施設等にチラシや掲示物を貼り、できるだけたくさんの方に乗っていただけるよう周知の方は進めていきたいと思っています。この事業につきましては、今回小学生以下の無料乗車という形でさせていただくのですが、来年度以降につきましては小学生だけではなくて、高齢者等も含めて全員の無料乗車も目指しておりますので、そういったところを実施できるアンケートを取っていききたいと思っています。アンケートにつきましては、運行中に渡してしまうと事故の元にもなってしまいますので、以前から取り組んでおりますとおり、WEBで回答が可能な形にしますのと、バス車内にアンケート用紙を置かせていただきたいと思っています。車内で回答するのではなく、御自宅に持って帰っていただけるように封筒に入れ、家で記入していただいて、草津市の方へ返信していただく形で、安全面も考慮しながら実施していきたいと思っています。現在、検討段階ではありますが、アンケートを回答いただくだけでは回答率が下がる可能性もありますので、小学生や保護者の方に喜んでいただけるようなノベルティについても考えております。まめバスはいろんな住宅街を通っていますので沿線の店舗にも御協力いただきながら、イベントもコラボしながら実施したいと思っています。そういう面で小学生が乗りたくなるようなイベントや、保護者の皆様も乗りたくなるような食事の割引等、御協力いただけるよう、今後、依頼したいなと思っています。地域全体で盛り上げていきたいと思っていますので、バス事業者の皆様にも御協力よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございます。他に御発言ございますでしょうか。それでは、次に、3つ目の報告案件の「デマンド型乗合タクシー「まめタク」事業について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

それでは、報告3「デマンド型乗合タクシー「まめタク」事業について」につきまして、資料に基づき説明させていただきます。報告3につきましては、まめタクの利用実績および第2クールの目標設定について報告させていただくものでございます。

はじめに、学区ごとの利用実績について説明させていただきます。表紙をめくってい

ただいて「7-1」ページをご覧ください。こちらは、志津・志津南学区の過去3年間の実績をまとめたものでございます。棒グラフは利用者数、折れ線グラフは一便あたりの利用者数を表しております。棒グラフで表しております各路線の利用者数について、草津駅山寺新田線以外の路線は増加傾向であり、大きく利用者が増加している路線は、新規利用者や利用される頻度が増加したことが大きな要因と考えております。草津駅山寺新田線については、令和6年度に利用者が減少しております。こちらの路線については、令和5年1月から6月までの運行率が25%以上であることを目標とし、実証運行を行ってまいりました。このため、地域住民が本格運行をさせるために頻繁に利用していたと考えられますが、令和6年度に本格運行を開始して以来、運行取りやめの可能性がなくなったことから、利用者が一定減少したものと思われます。また、こちらの路線については、令和7年3月に地域の要望に基づき停留所の新設やショートカットルートの新設を行っており、3月・4月の実績では新規利用者も確認できておりますことから、今後は、利用者が増加していくと考えておりますので、引き続き利用状況を注視してまいります。

次に、各路線の一便あたりの利用者数については、ほぼ横ばいの状態であることから、乗合利用が引き続きの課題であると認識しております。

続いて、山田学区、笠縫東・常盤学区の利用実績について説明させていただきます。

「7-2」ページを御覧ください。

こちらの学区については、令和6年4月より運行を開始している路線となります。利用者数については、運行開始1年目であり、まだまだ少ない状況であります。今後は利用者数を増加させるため、地域で説明会を行わせていただく等、利用促進を行ってまいります。また、山田学区については、令和8年度に地域や交通の拠点であるまちづくりセンターが移設されるため、地域と協議をしながら、路線の見直しを検討してまいります。

笠縫東・常盤学区の路線については、令和7年5月より実証運行を開始しております、誠光会の無料送迎バスとダイヤ接続していることから、接続による影響を注視しつつ、無料送迎バスと併せて、まめタクの利用促進についても取り組んでまいります。

続いて、第2クールの目標設定について説明させていただきます。

「志津・志津南学区」については、第1クール（令和3年10月から令和6年9月）における年間運行率の平均値を、第2クール（令和6年10月から、令和9年9月）までの目標値といたします。なお、草津駅山寺新田については、令和4年11月に運行を開始したため、令和4年11月から、令和6年9月の平均値を第2クールの目標値といたします。なお、『山田学区、笠縫東・常盤学区』については令和6年4月から運行を開始したため、第31回の本協議会において、令和6年10月から令和9年9月までの運行率の平均を次期クール（令和9年10月～令和12年9月）の目標とすることとして

おりますことから、今回は目標値を設定いたしません。

事務局からの説明は以上になります。

【会長】

ありがとうございます。ただ今の説明について、御質問等がありましたら賜りたいと思いますがいかがでしょうか。まめタクはある程度定着していると思いますので、応援していただくという形でいいかと思います。

特に質問等ございませでしたら、3つ目の報告事項については終了させていただきたいと思います。

それでは、3つの報告案件も終了いたしましたので、今までの話題と関係なく、皆様集まっておりますので、御意見がありましたらいかがでしょうか。

【委員】

先ほど報告いただいた案件ですと、再び申し訳ないですが、こども無料乗車実証実験について、先ほどの質疑応答の中で、アンケートにつきましては家に帰られてからということでしたが、図を見ると乗車があり、アンケート回答をして、降車ということになりますが、アンケートの回答が要件にならず、小学生はみんな無料になるということでもいいのでしょうか。

【事務局】

そうです。わかりにくい記載で申し訳ないですが、アンケートにお答えいただかなくても運賃は無料となります。車内にQRコードを貼らせていただこうと思っておりますので、乗っている間に答えていただくこともできますし、基本的にはお持ち帰りいただいて、乗っていただいた感想を書いていただきたいと思いますと考えております。

【委員】

参考までに、こちらは実証実験ということなので、乗られた人数を把握されると思います。が、小学生は無料なのでどうやってデータを取られるのでしょうか。

【事務局】

今回バス事業者様に御協力いただき、小学生が降りられる際にカウンターで小学生の数だけを数えていただいて、記録を取っていききたいと思います。

【委員】

わかりました。もう一件。

令和8年度から拡大ということで民間事業者も含めてやりたいという計画をお持ちだと

ということですが、民間事業者については基本小学生運賃を取るということになっていますので、運賃は補填するということでしょうか。

【事務局】

来年度につきましては、これからのバス事業者様との協議が必要になりますが、全額をバス事業者様に持っていただくのは厳しいと考えておりますので、市からの補填も含めて協議を進めていきたいと思っております。

【委員】

また支局にも逐一御相談いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

【会長】

そのほかにはありますか。

なければ、進行を事務局へお返しいたします。

4. 閉会

【事務局】

会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には、様々な御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。いただきました御意見は、事業実施にあたりまして、出来るだけ反映させていきたいと思います。また、本日議第2号でありました、その事業計画に基づきまして、今後、秋ごろに第38回の当協議会を開催させていただきますので、その折には御参加いただきますようよろしくお願いいたします。

これをもちまして第37回草津市地域公共交通活性化再生協議会通常総会を閉会とさせていただきます。どうぞお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

議事録署名人

.....

.....